

一般社団法人ぷらん 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ぷらんと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大分市金池南1丁目16番24号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、一般社団法人の設立と効率的な運営を促進することにより、“SDGs”持続可能な社会の実現に向けた取り組みを通して、地域に目を向け、地域に活力を与える活動を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 地域活性化事業
2. 地域活性化のための、人材育成、人材派遣事業
3. 地域連携防災事業
4. 書籍、物品等の企画、制作、販売事業
5. 飲食事業
6. その他目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人のホームページにより行う。

第2章 会員

(会員)

第5条 この法人に、以下の2種類の会員をおく。

(1) 正会員 この法人の趣旨に賛同し、第2項に定める手続きを経て入会した個人および法人

(2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し賛助するために、第2項に定める手続きを経て入会した者

2 会員となるには、社員総会で定める様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 会員は、当法人の目的を達成するため、社員総会で定める会員規約に規定する会費を支払う義務を負う。

(退会)

第7条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、やむを得ない事情がある場合を除き、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 第6条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総会員の同意があったとき。

第3章 社員

(法人の構成員)

第10条 この法人は、この法人の事業に賛同する者であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第11条 この法人の社員になろうとする者は、社員総会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第12条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は社員総会において定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第13条 社員は社員総会で定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名および社員資格の喪失)

第14条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、当該社員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の場合のほか、社員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総社員が同意したとき。

(2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(開催)

第15条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 定時社員総会は、毎年事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 社員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 計算書等の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(招集)

第17条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第19条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第22条 当法人に、役員として、3名以上10名以内の理事をおく。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 1名以上の監事をおく。

(選任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事会によって定める。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。)の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残

存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事・監事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

3 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する

(解任)

第26条 理事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 名誉会長及び顧問の選任及び解任
- (5) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (6) 規則の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任

- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(開催)

第30条 通常理事会は、毎年定期に、年1回開催する。

- 2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、代表理事に招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第37条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 基金

(基金の拠出)

第38条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第39条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の過半数の決議により定めるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第40条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第41条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会の過半数で決議したところに従って行う。

第8章 計算

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第9章 定款の変更、解散及び精算

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第46条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、国、地方公共団体もしくは公益社団法人、公益財団法人又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(剰余金の非分配)

第47条 この法人は剰余金の分配は行わない。

第 10 章付則

(最初の事業年度)

第 4 8 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 3 年 3 月 3 1 日までとする。

(設立時の役員)

第 4 9 条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 疋田啓二

設立時理事 村田広子

設立時理事 後藤智

設立時代表理事 後藤智

設立時監事 大塚俊夫

(設立時社員の氏名及び住所)

第 5 0 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 大分県別府市光町 1 6 番 2 8 号

設立時社員 後藤智

住 所 大分県佐伯市大字長谷 10326 番地 234

設立時社員 疋田啓二

住 所 大分県別府市大字別府 3639 番地

設立時社員 村田広子

住 所 大分県大分市金池南 1 丁目 1 6 番 2 4 号

設立時社員 後藤祐子

(法令の準拠)

第 5 1 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ぷらん設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和2年4月 日

設立時社員 後藤智

設立時社員 疋田啓二

設立時社員 村田広子

設立時社員 後藤祐子

(捨印)